

## ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金を給付する。

2 概要

## (1) 支給対象者

## &lt;基本給付&gt;

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（全部を支給しないこととされている者を除く）
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

## &lt;追加給付&gt;

- ①又は②に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者

## (2) 支給額

<基本給付> 1世帯5万円  
2子以降1人につき3万円

<追加給付> 1世帯5万円

## (3) 支給対象者数の見込み

<基本給付> 1,700人（うち2子以降あり 850人）

<追加給付> 800人

## (4) 受付期間

令和2年8月3日から令和3年1月31日（予定）

## (5) 支給方法

基本給付①の対象者については、事前にお知らせを送付し、口座振込により支給する。それ以外の者については市報やホームページへ掲載したり、対象となり得る可能性が高い者へお知らせを送付したりして、幅広く周知し申請を受け付ける。市は申請に基づいて支給の可否について審査し、随時口座振込等により支給する。

### 3 事務処理の流れ

- 7 月 1 日 個人情報審議会への諮問
- 7 月上旬 申請書及びお知らせの作成
- 7 月中旬 市報及びホームページに掲載
- 7 月下旬 対象者及び対象者となり得る可能性が高い者へお知らせを送付
- 8 月上旬 申請書受付開始  
申請書の記入事項及び添付書類の審査開始  
①の対象者の受給拒否届出書申請締切
- 8 月下旬 ①の対象者へ支払い  
※①の対象者に関しては、締切日までに受給拒否届出書の提出がなかった場合、令和2年6月分の児童扶養手当の口座へ振込をする。（申請不要）  
②、③及び追加給付の対象者（以下「要申請者」という。）8月申請分申請書締め切り
- 9 月中旬 8月末までに申請のあった要申請者へ支払通知書送付
- 9 月下旬 要申請者へ支払い  
※要申請者は毎月末に申請書を締め、翌月の下旬に支払う。支払通知書は支払いの1週間前に送付予定。
- 1 月下旬 要申請者の申請書締め切り
- 2 月下旬 要申請者へ最終支払い